

大阪市生野区がん検診受診促進協定申込書

年 月 日

大阪市生野区長 様

企業等の名称
代表者氏名

大阪市生野区がん検診受診促進協定の趣旨に賛同し、次のとおり協定を申し込みます。

1 企業等の概要

本社の所在地	〒	
業種（事業内容）		
大阪市生野区内の 支店・営業所等	所在地	〒
	名称	
	従業員数	
担当者連絡	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-Mail	

2 協定要件の該当状況（該当するものの□にレを記入してください。：複数可）

- 区民と接する窓口を多数有する企業等
- 業務内容が、がん検診の普及活動に関連性のある企業等
- その他、提案する取組内容が区民のがん検診受診促進に効果があると認められる企業等

3 企業等において、がん検診受診率向上のために予定している取組み内容

貴社において、がん検診受診率向上のために予定している取組み内容について、該当するものの□にレを記入してください。(複数可)		
(1) 従業員・会員及びその家族等に対するがん検診の受診勧奨	<input type="checkbox"/> 社内掲示板等での啓発ポスター掲示 <input type="checkbox"/> 従業員等へのチラシ配布 <input type="checkbox"/> 社内メールの情報提供や受診勧奨 <input type="checkbox"/> 社内報などでの情報掲載 <input type="checkbox"/> 勉強会・研修会の開催 <input type="checkbox"/> 就業時間内における検診時間の確保 <input type="checkbox"/> 特定部署への検診義務化 <input type="checkbox"/> 無料検診・費用一部負担	<input type="checkbox"/> その他 (簡単に内容をご記載ください)
(2) 顧客・窓口等におけるパンフレットやポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨	<input type="checkbox"/> 顧客窓口でのパンフレットの配布 <input type="checkbox"/> 顧客窓口でのポスター掲示 <input type="checkbox"/> 名刺や封筒等へのロゴマークを活用した情報発信 <input type="checkbox"/> ロビー等でのがんやがん検診に関するパネル等の設置 <input type="checkbox"/> がん検診の受診啓発イベントの実施 <input type="checkbox"/> 企業独自の企画を目的とした自社製品の商品化等の展開	<input type="checkbox"/> その他 (簡単に内容をご記載ください)
(3) 地域住民に対するがん検診の受診勧奨	<input type="checkbox"/> 地域住民等へのチラシ配布 <input type="checkbox"/> 顧客窓口でのポスター掲示	<input type="checkbox"/> その他 (簡単に内容をご記載ください)
(4) 系列企業や取引企業等に対する取組	<input type="checkbox"/> 企業方針としての表明 <input type="checkbox"/> 取引企業に対する情報提供	<input type="checkbox"/> その他 (簡単に内容をご記載ください)
(5) その他、がん検診の受診促進に関わる積極的な取組 (ご自由にお書きください)		

4 欠格事項に関する確認事項

次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

- 当企業等は、企業等の構成員の中に大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者がいる企業等のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 当企業等は、特定の政治活動や宗教活動を行うことを目的とする企業等に該当しないことを誓約します。
- 当企業等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業を営む企業等に該当しないことを誓約します。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。
- （4）暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- （5）公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の供給その他の調達のうち本市が発注するもの
- （6）売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる本市の不動産又は物品の売払い又は貸付け

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- （2）暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- （3）前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- （4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

5 添付書類

- (1) 会社案内等、企業等の事業内容がわかるもの
- (2) すでになん検診の普及啓発活動に取り組んでいる場合はその資料

提出先 : 大阪市生野区役所保健福祉課(健康増進)

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19

電話 : 06-6715-9882 FAX : 06-6712-0652